平成２５年（フ）第７４５８号
千葉県市川市新浜１丁目21―５　ＳＫ新浜
破産者　小泉　富雄
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４６７号
埼玉県蕨市中央１丁目17―48　ベルハイツ第１蕨1108号
破産者　安達　勝彦
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４７６号
東京都小平市上水本町５丁目10―102
破産者　光本　玲子
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４９１号
東京都足立区東保木間１丁目５―11―510
破産者　石山　朝一
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４９５号
東京都江戸川区西葛西４丁目３―30―1005
破産者　田中　庸泰
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５０３号
東京都府中市住吉町２丁目30―10―108
破産者　石谷　仁志
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６号
長野県佐久市取出町673番地３
破産者　有限会社文具のタケウチ
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第１６４号
福岡市東区みどりが丘３丁目27番３号
破産者　株式会社ジャスト
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２６６号
福岡市早良区百道浜４丁目31番10―1504号、登記簿上の本店所在地福岡市中央区大名２丁目２番52号
破産者　ＺＥＮダイニング株式会社
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２２号
沖縄県那覇市前島３丁目25番１号
破産者　有限会社ひさみ
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第７９号
北海道苫小牧市有明町２丁目11番15号
破産者　株式会社ホンダプリモ苫小牧南
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６４１号
栃木県真岡市さくら４―５―16　セレジェイラ101号室、住民票上の住所栃木県芳賀郡茂木町大字増井94番地
破産者　町井　力雄
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９５号
栃木県日光市所野807番地
破産者　新建工業有限会社
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７６号
栃木県芳賀郡茂木町大字増井94番地
破産者　町井コンクリート工業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２６号
栃木県宇都宮市元今泉６丁目８番７号　エーデルハイツ202
破産者　伊藤　千秋
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０６号
埼玉県草加市西町600番地２
破産者　有限会社佐山商店
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１５３０６号
東京都目黒区三田２丁目10番35号
破産者　株式会社エッジ
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６５４号
埼玉県所沢市西所沢１丁目26―６―101
破産者　畑田　正治
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６５５号
埼玉県所沢市西所沢１丁目26―６―101
破産者　畑田久美子
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７０５号
東京都江戸川区南小岩７丁目６番11号
破産者　株式会社ステイタス
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７０８号
神奈川県横須賀市池上４丁目11―11
破産者　三谷　睦子
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９４０号
埼玉県和光市諏訪原団地１―９―502、開始決定時の住所東京都練馬区大泉町１丁目46―17
破産者　金内　タカ
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部